

奈良国立大学機構 奈良教育大学及び奈良女子大学における
研究データの管理、利活用に関するポリシー

令和6年2月22日 理事長裁定

(目的)

奈良教育大学はその目的として、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」を掲げている。

奈良女子大学はその基本理念として、『「高度な基礎研究と学際研究の追求」と「開かれた大学—国際交流の推進と地域・社会への貢献—」』を、また、研究目標として「学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指す。研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信する」ことを掲げている。

以上を鑑み、研究データは両大学の目的／基本理念・研究目標の実現に資する重要な資源であるとの認識の下、多様な研究データを管理・保存することによる知の蓄積とその蓄積された研究データの利活用の推進に資するため、両大学における研究データの管理、利活用に関する基本方針を策定する。

(研究データの定義)

本ポリシーが対象とする研究データとは、大学の研究活動を通じて収集又は生成されたデータであり、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究データの管理・保存)

研究者は、収集又は生成した研究データの価値を守るため、法令、奈良国立大学機構及び両大学の規程その他これに準ずるものに加え、それぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件（以下「法令や関係する学内外の規則等」という。）に従い、研究データを適切に管理・保存する。

(研究データの公開・共有と利活用)

研究者は、収集又は生成した研究データが、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、個々の研究者の判断により、可能な限りそれを公開し、それらの利活用を促進する。ただし、法令や関係する学内外の規則等で制限されているものは除かれる。

(機構・大学の責務)

本機構・両大学は、研究データの保存・管理及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

(その他)

本ポリシーは、社会や学問分野における状況の変化に応じて適宜見直すものとする。

【前提】

本機構・両大学では多様な研究分野の研究者が研究を行っているため、研究データの管理・保存、公開、利活用（以下「管理等」という。）について一律に取り扱うものでなく、国や国際的な関連諸法令、指針、規則及び契約等の定められた制約はあるが、研究データを収集又は生成した研究者が管理等の取扱いを主体的に決定できることを前提としている。

【研究データ】

研究データとは、研究者の研究活動の過程で収集又は生成されたデータであり、一次的なデータだけでなくそれらを解析又は加工して作成されたデータに加え、データベース等の知的財産に該当するものも含まれる。

研究データの具体として、研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等がある。

形態は、数値、画像、テキスト等、あらゆる形態が含まれる。

媒体は、デジタル／非デジタルを問わない。

【適用範囲】

研究データの管理、利活用に関するデータポリシーは、大学において研究活動を行う全ての研究者に適用させる。

【研究者】

大学において研究活動を行う者をいい、教職員等、学生又はその他の者とする。

教職員等とは、機構と雇用関係にある者をいい、教員、研究員、RA、事務職員等を指し、雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。

学生とは、大学の研究者の指導の下で研究活動を実施している学生、研究生等を指す。

その他の者とは、教職員や学生以外で、機構と雇用関係にない者であっても、大学において研究活動を行う者であって、機構・大学以外の組織に属する者、研究員、客員教員及び名誉教授等が含まれる。

【管理・保存の対象とする研究データ】

データを管理・保存の対象とするか、どのような区分で管理等を推進していくかは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき研究者が定める。特に公開については、合理的な理由によりそれらの範囲を研究者が設定できる。

【管理・保存】

研究データの管理・保存とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保管、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することを意味する。

【研究者による管理・保存】

研究者は、研究データにどのような管理・保存が求められているか等を理解した上で、適切な手順を定め、実行して、研究データの管理・保存を適切に実施する。

研究分野によって研究データの取り扱い異なるため、研究者は、研究分野の特性を踏まえたうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。

【メタデータ】

データを説明するための情報から構成されるデータ。メタデータは、研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開の方針等の情報を含む。そのほか、資金配分機関が示す項目に対応する必要がある。

【関係する機構・両大学の規程等】

- ・ 奈良国立大学機構個人情報管理規程
- ・ 奈良国立大学機構職務発明規程
- ・ 奈良教育大学共同研究取扱規則
- ・ 奈良女子大学共同研究取扱規程
- ・ 奈良教育大学受託研究取扱規則
- ・ 奈良女子大学受託研究取扱規程
- ・ 奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則
- ・ 奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程
- ・ 奈良国立大学機構情報セキュリティポリシー
- ・ 奈良教育大学における研究者等の行動規範
- ・ 奈良女子大学研究者行動規範
- ・ 奈良教育大学安全保障輸出管理規則
- ・ 奈良女子大学安全保障輸出管理規程
- ・ 奈良国立大学機構における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程
- ・ 奈良女子大学における人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規程
- ・ 奈良女子大学研究成果有体物取扱規程
- ・ その他、各研究分野等における関係法令

【公開】

研究データを、不特定多数によりアクセス、利用できる状態にすることを指す。研究データを、条件を満たした利用者に関り利用できる状態にする共有も含まれる。

【利活用】

研究データの利活用は、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを意味する。

どのような研究データを蓄積して利活用に結び付けるかは、研究分野の特性を考慮したうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を考慮して判断させなければならない。

【研究者による研究データの管理・保存・公開の流れ】

- ・データ管理計画（DMP：Data Management Plan）の作成
- * 研究活動の状況に応じて適宜更新
- ・DMP に従った研究データの適切な保管と利用
- ・研究データについて、保存の必要性の判断
- ・「管理対象データ」の範囲の決定
- ・「管理対象データ」の「メタデータ」の作成
- ・「管理対象データ」の「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」の区分
- ・「公開データ」の公開

【機構・大学の環境支援】

機構・両大学は、研究者が研究データの管理等を推進するため、次に掲げる情報基盤、制度設計等の支援を行う。

- ・研究データの管理等に係る情報の収集及びその提供
- ・研究データの管理等に係る研修等の企画・実施
- ・研究データの管理・保存・公開するための機関リポジトリの提供
- ・研究データの管理・保存を行うための研究データ管理基盤システム利用環境の提供
- ・研究データの管理等のための規程等の整備
- ・研究データに関する契約・法務等の支援

【研究者の異動等による研究データの取扱い・移管】

研究者の異動等により研究データの所在が不明にならないよう、メタデータ及びDMPを更新し、適切に管理する。

【その他】

研究データの管理等のあり方は、データ管理等に関する社会や学術状況の変化により、又は関連諸法令の制定・改正等に伴い、適宜見直しを図ることが必要である。

以 上